

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第4部門第1区分
 【発行日】令和7年6月9日(2025.6.9)

【公開番号】特開2025-62099(P2025-62099A)
 【公開日】令和7年4月11日(2025.4.11)
 【年通号数】公開公報(特許)2025-066
 【出願番号】特願2025-17595(P2025-17595)
 【国際特許分類】

E 0 6 B 1/32(2006.01)

E 0 6 B 5/00(2006.01)

10

【F I】

E 0 6 B 1/32

E 0 6 B 5/00 B

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月30日(2025.5.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

枠体及び前記枠体内に配置される障子と、前記障子の室内側に配置される網戸と、を有する建具において、

前記枠体は、金属枠部と、樹脂枠部と、を有し、

前記障子は、框と、面材と、を有し、

前記枠体の少なくとも一辺を構成する前記樹脂枠部は、前記金属枠部から内周側に起立する起立部と、前記起立部の内周側端部から前記面材の外縁よりも内周側かつ室内側で前記障子側に向かって突出する室内側突出部を有し、

30

前記室内側突出部は、ホロ構造部と、前記ホロ構造部より室外側に前記ホロ構造部と連続して配置される網戸固定部と、前記網戸固定部より室外側に配置される延出部と、を有し、

前記ホロ構造部と前記網戸固定部と前記延出部とは、一体に形成される、建具。

【請求項2】

前記框は、アルミ框部と、樹脂框部とを有し、

前記樹脂框部は、前記起立部と見込方向において、重なって配置される、請求項1に記載の建具。

【請求項3】

40

前記網戸固定部は、前記室内側突出部の上面部に形成され、見付方向に延びる凹部である、請求項1又は2に記載の建具。

【請求項4】

前記室内側突出部は、前記枠体の下枠に設けられる、請求項1～3のいずれか1項に記載の建具。

50